

令和 8 年度訪問看護ステーションの大規模化等に対する 補助制度概要

1 補助金名称

埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費補助金
(介護施設等の施設開設準備経費等支援事業)

2 補助対象となる事業者について

介護保険法(平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定による埼玉県知事又はさいたま市長、川越市長、川口市長、越谷市長若しくは和光市長の指定を受けた**既存の訪問看護ステーション**を開設する者。

ただし、下記に該当する事業所は補助対象外とする。

- ・前年度に利用者に対して介護保険サービスを行っていない事業所
- ・併設又は隣接等の有料老人ホーム等のみに訪問看護を提供している事業所
- ・開設者が指定居宅サービス事業者とみなされた病院・診療所(みなし指定事業所)

3 補助要件

(1) 大規模化

ア 緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと。その場合、常勤の看護職員を 1 名以上増員し、増員後の看護職員の配置員数が常勤換算方法で 5.0 以上とすること。ただし、補助上限は常勤換算方法で 10.0 人までです。

※大規模化により新たに緊急時訪問看護加算を取得すること。(加算分ⅡからⅠへの変更する場合も含む)または、通常の事業実施地域を拡大すること。

※増員する常勤看護職員の雇用が決定し、雇用契約書等において雇用日が明確であること。

増員する職員の研修期間(当該職員がサービスを提供することによる報酬請求をしない期間)の件数の費補助を受ける場合も雇用計画書等において、研修期間を明確にすること。

イ 大規模化に係る当該補助金の交付は 3 回までとする。

(2) サテライト型事業所設置

ア 1 本体事業所に対するサテライト設置に係る当該補助金の交付は 1 回までとする。

イ 埼玉県知事指定の事業所にあつては「サテライト事業所の設置に係る取扱指針」(令和 3 年 10 月 27 日一部改正)に適合するものであること。

(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/kaigo-net/241220sateraito.html>)

※さいたま市長、川越市長、川口市長、越谷市長又は和光市長指定の事業所にあつてはそれぞれの市のサテライト事業所に関する指導に適合するものであること。(詳しく

は市担当課にお問い合わせください。)

ウ あらかじめ所管の福祉事務所等に相談し、設置が可能であることを確認していること。

(3) 基準日

「大規模化」の場合は増員する看護職員の研修期間終了の翌日、「サテライト型事業所設置」の場合は開設日とする。

(4) 補助対象外となる場合

ア 大規模化

- ・ 当該補助金の実績報告書に記載された大規模化後常勤換算人数未満の場合。
- ・ 過去に大規模化の補助を受けている場合、本体事業所で補助を受けた時点での人員未満の場合。

(例：過去補助時点：7.0（うち本体事業所 6.0、サテライト事業所 1.0）

補助申請時点：8.0（うち本体事業所 5.0、サテライト事業所 3.0）

では申請することができません)

- ・ 大規模化事業の補助を申請する事業所において、基準日時点で、以下の間の一番多い常勤換算から 1.0 以上の増がない場合

自：基準日前 6 か月もしくは、人件費の最初の補助対象とする方の入職日、いずれか早い日の前日が属する月の前月

至：人件費の最初の補助対象とする方の研修期間終了日が属する月

※一番多い常勤換算だった時点から基準日までの間に退職する者がいた場合には、その人数を除いた人数分のみ補助対象となります。退職者等の代替職員は補助の目的に則していないため、補助対象外です。

※常勤換算数は、研修期間中の人は除いてください。

(例)

- ① 基準日前 6 か月 (6/1) もしくは人件費の最初の補助対象とする者 (A) の入職日 (5/1) いずれか早い日 (5/1) の前日 (4/30) が属する月の前月時点 (前日が当該月の初日の場合はその更に前月時点) は 3 月
- ② 人件費の最初の補助対象とする者 (A) の研修期間終了日 (7/31) が属する月 (終了日が当該月の初日の場合は前月時点) は 7 月
- ③ 3 月～7 月の間の一番多い常勤換算は 5.0
- ④ 5.0→6.0 の差 (B 分) のみ補助対象

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
		1名 退職	5/1 A入職	基準日前 6か月		8/1 A 本採用	9/1 B入職			12/1 B本採用 ＝基準日
常勤 換算	5.0	4.0	4.0	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0	6.0

- ・ 増員した常勤看護職員の研修期間が終了している場合。また、研修期間の設定がない場合は、雇用契約日が到来している場合。同一事業所について、既に同年度中に大規模化の補助をしている場合。
- ・ 補助要件である常勤看護職員の雇用が決まっていない場合。

イ サテライト型事業所設置

- ・ 介護保険法の変更届出書提出時の常勤換算人数未満の場合。
- ・ 大規模化の補助を受けた施設がサテライト型事業所の設置をする場合、大規模化基準日時点の常勤換算人数内でサテライト型事業所に配置する場合。
(例：基準日時点が 5.0 であった施設で、直近の常勤換算が 5.5 であり、サテライト型事業所に 1.0 の配置をしようとする場合、本体事業所の常勤換算は 4.5 となり、基準日時点 (5.0) を満たしていないため、補助対象外となります。)
- ・ 介護保険法の変更届出書に記載の変更年月日が到来している場合。
- ・ サテライト事業所設置について所管する福祉事務所等との事前協議がされていない場合。
- ・ 過去にサテライト事業所の補助金を受けた事業所

ウ 大規模化及びサテライト型事業所設置

- ・ 看護職員以外の職員を増員する場合。
※補助対象となるのは「看護職員（看護師、准看護師）」のみであり、理学療法士や作業療法士等は補助対象外となります。
常勤換算も、看護職員のみで換算してください。
- ・ 災害イエローゾーンにサテライト事業所の新規整備を行う場合、交付要綱第 4 条 (14) で定められている条件を満たすことが確認できない場合。

※設備上の計画や避難確保計画策定の際には「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き（洪水・雨水出水、高潮、土砂災害、津波）」を参考にしてください。

※災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域のことを言います。

- 土砂災害警戒区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の土砂災害警戒区域
- 浸水想定区域等

- ・水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項又は第 2 項の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 第 1 項又は第 2 項の雨水出水浸水想定区域、同法第 14 条の 3 第 1 項の高潮浸水想定区域
- ・津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 10 条第 3 項第 2 号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第 53 条第 1 項の津波災害警戒区域
- ・特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項の都市洪水想定区域、同法第 32 条第 2 項の都市浸水想定区域

エ 注意点

- ・すでに補助金を交付されている事業所であっても、人員配置数の維持等を怠り、補助金の交付目的に反する状況等が確認された場合、補助金の交付決定を取消し、補助金の返還を求める場合があります。
- ・大規模化とサテライト型補助金を同年度に申請することはできますが、大規模化でも職員を採用し、サテライト型事業所に配置する職員も新たに採用等して確保する必要があります。

4 補助上限額

520 万円もしくは補助対象経費の実支出額のうち、いずれか少ない額となります。予算の範囲内で補助を行うものですので、申請書の受付状況によっては補助できない場合もあります。

5 補助対象経費

大規模化又はサテライト事業所の設置に伴う必要経費のうち、補助対象期間（詳細は ~~8~~7 ページ「6 補助対象期間」を参照）において生じた備品購入費、使用料、給料、委託料等が対象となります。

需用費 備品購入費	書類収納用ロッカー、事務用パソコン、テーブル、椅子、訪問看護用医療機器、訪問車両、ユニフォーム等の初度設備の購入費 【大規模化の場合】 増員する看護職員が使用するための備品等に限る。 【サテライト事業所設置の場合】 サテライト事業所に設置するための備品等に限る。本体事業所に使用する備品等は対象外となる。
使用料	説明会等の会場使用料

賃借料	※看護職員募集のための説明会 ※地域住民を対象としたサテライト事業所設置に関する説明会 等
報酬	労務管理、会計処理、開設届出書類等の作成等に係る報酬
給与・職員手当等 法定福利費	看護職員等の雇用経費 ※研修期間に限る。 ※雇用契約書及び就業規則等において、研修期間等が明確に位置づけられていること。 ※諸手当（通勤手当、資格手当等）も補助対象となる。 ※税や社会保険料等の法人負担分も含めた総支給額を計上できる。 ※他事業所で研修を行う場合、他事業所のための労働（人員基準上の人数に計上）とならないよう注意する。
	※公設事業所の場合、公務員給与となる経費は補助対象外とする。 ※「サテライト事業所設置」の場合、サテライト事業所設置の準備のために生じた人件費に限られるため、現に本体事業所において訪問看護業務に従事している者の給与は対象外とする。 ※研修期間とは、介護報酬及び診療報酬の算定を受ける訪問看護を行わない期間をいう。（報酬請求を行う訪問看護を最初に行った日以降の期間は補助対象外とする。） ※新規雇用等により増員した職員の研修期間中の人件費を対象経費とした場合は、人件費を補助申請している期間に介護報酬及び診療報酬を得ないこと。 ※同行訪問し、複数名加算で報酬を得ている場合も対象外とする。
旅費	職員の研修旅費
役務費 委託料	職員募集や開設にあたっての周知・広報のため経費 ※利用者向けパンフレット製作 ※事業所案内ホームページ製作 ※職員募集広告の求人情報誌への掲載 ※職員募集広告の求人情報サイトへの掲載 ※職員雇用のための人材紹介

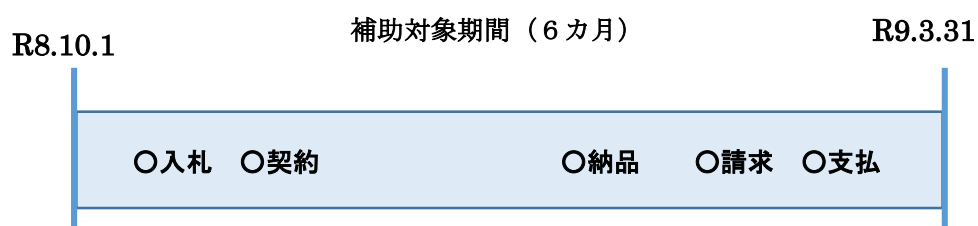
（右記は補助対象外の内容になりますので注意してください。）

6 補助対象期間

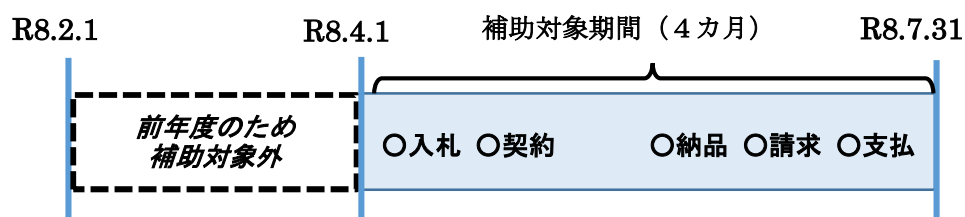
基準日	【大規模化の場合】 増員する常勤看護職員の研修期間終了の翌日 ※研修期間がない場合は、入職日とする。 【サテライト型事業所設置】 サテライト型事業所設置の日
原則	・ 基準日の前6ヵ月（ただし、令和8年度中に限る） ・ 契約（入札）・納品・請求・支払いは、補助対象期間内に完了しなくてはならない。
例外	・ 給与など社会通念上支払いが翌月となる経費は、補助対象期間外に支払いがされた場合も補助対象とする。 ・ ただし、契約日及び契約上の納品予定日を補助対象期間外に設定したものは大規模化等の準備経費とは見なせず、補助対象外とする。

★補助対象期間のイメージ

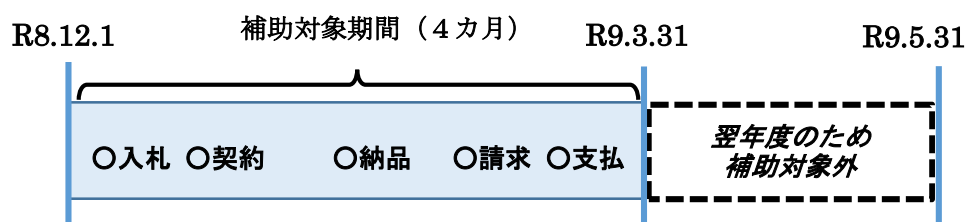
例1 基準日…令和9年4月1日



例2 基準日…令和8年8月1日



例3 基準日…令和9年6月1日開設



11 申請期限及びスケジュール

(1) 申請期限

随時受付とし、最終提出期限は令和8年12月15日（火）とする。

ただし、予算の範囲内で補助を行うため、最終提出期限を待たずに事業を終了する場合があります。

(2) スケジュール

	補助事業者 (補助金を受ける法人)	埼玉県
交付申請 交付決定	【交付申請書の作成】 ・別掲「手引き」を参照のうえ、書類を作成してください。 【交付申請時期】 受 付：随時 最終締切：令和8年12月15日（火）	【交付決定】 ・随時審査を行い、補助金の交付を決定し、通知します。 ・なお、受付状況によっては申請額のとおり交付が決定されない場合があります。
実績報告 交付額確定	【実績報告書提出】 ・事業完了後(※)7日以内。 (※)基準日が事業完了日となります。 「大規模化」の基準日は増員する看護職員の研修期間終了の翌日、「サテライト型事業所設置」の場合、開設日です。	【交付額確定】 ・実績報告書を審査し、補助金交付額を確定し、通知します。
請求 支払	【請求書提出】 ・交付額確定通知が発出された後、速やかに提出してください。	【支払時期】 ・請求書收受後、約2週間程度で支払いとなります。

12 問い合わせ先

埼玉県庁福祉部高齢者福祉課施設整備担当

電子メール：a3240-23@pref.saitama.lg.jp

お問い合わせは電子メールのみに限らせていただきます。